

この省令は、平成十七年六月二十一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年一月三〇日農林水産省・環境省令第三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年十一月一日）から施行する。（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第五条第一項の規定は、平成三十一年度以降に行う同項の規定による農薬使用計画書の提出について適用する。

附 則（令和元年六月二八日農林水産省・環境省令第五号）

この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

付録（第二条関係）

$Q = Q_0 (A / A_0)$

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量
Q₀は、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度
Aは、農薬を使用しようとする農地等の面積
A₀は、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積